

令和8年6月5日

職員の懲戒等処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒等処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 職員の公務外の事故

(1) 被処分職員・処分内容

DX推進担当部 主事 40代 男性

減給5分の1 4か月

(2) 事故の概要

上記職員は、令和7年12月14日（日）、自宅近所のスーパーでの会計時に肉類3点（金額は3,000円程度）について、セルフレジ端末でのバーコード読取をせず、未会計のまま店外へ出たことから窃盗容疑で警察に逮捕され、検察官送致後、不起訴処分となった。

(3) 処分年月日

令和8年6月5日

2 職員の住居手当過受給

(1) 被処分職員・処分内容

北沢総合支所 主事 30代 男性

訓告

【管理監督者】

管理者4名・監督者3名 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、平成30年7月に賃貸住宅から持ち家に転居した際、住居の異動の届出を怠ったことから、本来支給対象ではない住居手当を平成30年8月から令和7年10月分まで受給していた。

過受給となった住居手当は合計1,131,300円であり、区は上記職員に対して時効消滅分を除く過去5年分、673,700円の返還を請求し、令和8年2月12日付でこの全額が納付された。

(3) 処分年月日

令和8年6月5日

3 職員によるセクシュアル・ハラスメント

(1) 被処分職員・処分内容

主事 30代 男性

減給5分の1 6か月

【管理監督者】

①副参事 50代 男性

口頭注意

②主事 50代 女性

訓告

(2) 事故の概要

上記職員は令和6年8月、性的な相談を被害者に行ったほか、被害者との間での LINE の送受信において、「一番エロいのは誰か」や、被害者の体形に言及するなどの性的な内容を含むメッセージを複数回に亘って送信するなど、セクシュアル・ハラスメントと認められる不適切な言動を行った。

(3) 処分年月日

令和8年6月5日